

## 地方公共サービス小委員会の進め方について

平成 24 年 12 月 18 日

地方公共サービス小委員会

### 1. 背景・目的

地方公共団体（以下、「自治体」という。）の業務については、官民競争入札等監理委員会の部会、小委員会等において、自治体や民間事業者の意見・要望等を踏まえ、公共サービス改革法（以下、「法」という。）に基づく官民競争入札等（以下、「市場化テスト」という。）が可能か調査検討を進め、公共サービス改革基本方針に反映したところ。

これを踏まえ、内閣府では住民票の写しの交付など窓口 6 業務について市場化テストにより民間委託できるよう法特例（特定公共サービス）を設けるとともに、窓口 24 業務、徴収関連等の業務について現行法上民間委託可能な業務の範囲を所管部局の通達により一部明確化し、また先進事例の周知を実施した。

その後、民間委託に関し自治体から検討要望のあった①公金の債権回収、②偽装請負等について課題を整理してきたところ、第 96 回監理委員会において今期の活動に本小委員会が位置づけられたこと、第 97 回監理委員会において公共サービスを担う民間市場の育成が指摘されたこと等を踏まえ、自治体における公共サービス改革の更なる推進のため、市場化テストの積極的な活用に向け、調査検討を行うものとする。

### 2. 当面の検討課題

#### （1）公金の債権回収

自治体では、弁護士・サービサー等への回収委託や回収に関する職員研修等を実施しているところも現れているが、地方税、公立病院診療費、公営住宅家賃、国民健康保険料等（以下、「公金」という。）に多額の滞納が生じており、債権回収が喫緊の課題となっている。

債権回収の取組は自治体ごとの試行錯誤に依拠するところが多く、依然として公金の滞納解消には至っていない状況。また、債権回収への民間事業者の活用については、債権の種類や金額等に応じた適切な対応が必要である。

このため、市場化テストの活用も視野に、民間の能力を活用した良好な民間市場の形成に向け、債権回収の民間委託を試行し、調査検討を行う。

ただし、単に民間委託による回収率向上を目的とするのではなく、債務者の状況に応じ、生活維持・再建等と創意工夫を活かした効率的・効果的な回収を、官民役割分担のもと適切に進めるなど債権回収のあり方も検討する。

#### ① 試行自治体の公募、選定

公金の債権回収業務の民間委託のあり方を監理委員会や内閣府とともに検討するため、公金の債権回収業務の民間委託を平成 25 年度に試行する自治体を公募して試行自治体として選定し、同年度中に 10 事業程度を試行。

#### ② 民間委託の課題の検討、モデルの提案

自治体の債権回収の民間委託を推進するため、自治体との調整のもと、論点（別紙「公金債権回収が進まない要因とその対策（案）」参照）を検討しつつ、民間委託の範囲、委託の方法（契約方法、競争参加資格、目標設定、インセンティブ条項、仕様、落札者の評価基準等）を検討。

また、当該業務の実施状況等を踏まえ、評価を行うとともに、論点整理、好事例を収集し、公金の債権回収業務における民間委託モデルの提案を目指す。

#### ③ 公共サービス改革基本方針への反映

上記の調査・検討過程において民間委託の阻害要因を検討し、必要に応じ、法特例の創設又は民間委託に係る法解釈の明確化などについて、公共サービス改革基本方針（法 7 条）に反映。

### (2) 偽装請負

平成 24 年 2 月に公表した「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進の手引き」の周知を継続するとともに、必要に応じて改訂を実施。

### (3) 自治体窓口業務

現在実際されている窓口業務（いわゆる 6 業務及び 24 業務）の民間開放について、先進事例のヒアリング・紹介を実施するとともに、さらなる開放

の可否を検討。

### 3. 検討スケジュール

小委員会は、平成 24 年 12 月 18 日（火）に活動を開始し、平成 25 年度中に一定の結論を経て監理委員会に報告するとともに、公表を目指す。

#### (1) 試行自治体関連

- |                 |   |
|-----------------|---|
| ① 平成 24 年 12 月  | 試行自治体の公募要領の決定、募集開始                              |
| ② 平成 25 年 2 月   | 試行自治体の選定、民間委託の内容の調整                             |
| ③ 平成 25 年 4 月以降 | 試行自治体における民間委託の実施、協力支援<br>（調査分析等に関する調査委託を内閣府が予定） |
| ④ 平成 26 年 2 月   | 試行自治体における実施状況の把握・評価等                            |
| ⑤ 平成 26 年 7 月   | 必要に応じ「公共サービス改革基本方針」へ反映                          |

#### (2) 資料 1 「公金債権回収が進まない要因とその対策（案）」関連

- |                    |  |
|--------------------|--|
| ① 平成 25 年 2 月～4 月  | （案）の整理                                       |
| ② 平成 25 年 5 月～11 月 | 論点整理に反映しつつ適宜ヒアリング等を実施<br>（案）について調査・検討、好事例の収集 |
| ③ 平成 26 年 2 月      | 対策、モデルの提示                                    |

#### (3) 偽装請負関連

- |                |   |
|----------------|---|
| ① 平成 25 年 1 月  | 収集した知見に基づき、「地方公共団体の適正な<br>請負（委託）事業推進の手引き」を改訂・公表 |
| ② 平成 25 年 2 月～ | 改訂手引きの周知。先進事例ヒアリングを実施                           |
| ③ 平成 26 年 1 月  | 収集した知見に基づき、手引を改訂・公表                             |

#### (4) 自治体窓口関連業務

- |                  |  |
|------------------|--|
| ① 平成 24 年 12 月以降 | 窓口関連業務のさらなる民間開放を視野に入れ、<br>先進自治体ヒアリング等を実施し、適宜検討 |
| ② 平成 25 年 7 月    | 必要に応じ、基本方針に反映                                  |

以上

## 別 紙

### 公金債権回収が進まない要因とその対策（案）

平成24年11月12日

官民競争入札等監理委員会事務局

※「公金債権」は、①「強制徴収権のある債権」（例 地方税：滞納額約2兆円、国民健康保険料・介護保険料：滞納額現年約3942億円）、②「強制徴収権のない債権」の二つに大別される。

特に「強制徴収権のある債権」については、「公権力の行使」が含まれるため、地方公共団体において、民間委託をちゅうちょする傾向が見られる。

※ 公金債権回収が進まない要因については、様々なものが想定されるところであるが、ここでは、債務者が弁済資力を有しているなど、「回収するべきであるにもかかわらず、回収ができていない」ケースを想定している。

#### 1 【要因1】地方公共団体のノウハウ不足

発注者たる地方公共団体職員の法律的側面における実務上のノウハウが不足していることにより、

- ① 業務の適切な切出し（民間委託）が実施できていないこと
- ② 民間委託をする前に債権が時効消滅してしまい、回収努力をしないまま不納欠損処理とすることが慣例化すること

#### 【対策】

地方公共団体職員に対する法律的側面における実務上のノウハウの提供及び環境の整備

#### 2 【要因2】民間との連携不足・受託者の知識不足

- ① 地方公共団体と民間事業者との間の連携手段が不足していること
- ② 民間委託の事例が少ないため、受注者・担い手となり得る民間事業者に公金の債権回収業務に関する知識・ノウハウが少ないこと

**【対策】**

監理委員会が、発注者たる地方公共団体と受注者たる民間事業者との連携や情報交換に資する機構の設計について提言

**3 【要因3】 費用対効果**

民間委託によってもなお公務員が実施すべき業務があり、職員数の直接的な削減に結びつかないこと等。

**【対策】**

民間委託の効率化手法の検討・紹介

**4 【要因4】 委託可能な範囲（法解釈・法特例）の不明確さ**

現行法上、民間（弁護士、認定司法書士、サービサー等をいう。）委託できることが不明確な部分が存在すること

**【対策】**

- ① 「現行法上委託できること」を通知により明確化
- ② 現行法上委託することができない部分について、特定公共サービスとすることの是非を検討し、必要な措置を採る

**5 【要因5】 受託者のメリットの不明確さ**

回収額に応じた成功報酬制度がとられない場合における、受託者のメリット不足・市場参入インセンティブの不足

**【対策】**

- ① 回収額に応じた成功報酬制度をとった場合に発生するデメリットへの対策方法の検討
- ② 回収額に応じた成功報酬制度をとらなくても、受注者の市場参入インセンティブを確保する手法（債務者が無資力であることの確認業務や、債務者の生活再建のための相談業務等との複合化等）の検討

等

以上